

平成26年度 倉敷市介護保険適正運営協議会議事録

1 日時 平成26年9月29日(月) 13:30~15:00

2 場所 倉敷市役所 水道局 3階会議室

3 出席者 8名

委員 小野寺 昇 (川崎医療福祉大学)
委員 三宅 啓文 (倉敷市連合医師会)
委員 岡本 幸子 (倉敷ねたきり・認知症家族の会)
委員 小松原 玲子 (岡山弁護士会)
委員 田邊 富江 (民生委員・児童委員協議会)
委員 三村 英世 (倉敷市議会保健福祉委員会)
委員 山口 政恵 (倉敷市介護相談員・看護師)
委員 山本 栄子 (倉敷市介護保険事業者等連絡協議会)

4 欠席者 1名

委員 手銭 高志 (倉敷市連合医師会)

5 事務局 11名

北山 卓 (倉敷市保健福祉局参与兼保険部長)
高尾 眞市 (倉敷市保健福祉局保険部次長)
三谷 育男 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課長)
中津 朋子 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課課長主幹兼地域包括総合
支援センター所長)
光田 武道 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課長補佐)
橘鷹 敏典 (倉敷市保健福祉局指導監査課長補佐)
出宮 真里子 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課主幹兼認定審査係長)
橋村 和樹 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課管理係長)
守屋 直樹 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課給付係長)
神谷 茂雄 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課賦課収納係長)
林 久雄 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課管理係主任)

6 開会

7 会長・副会長選出、会議の成立

小野寺委員が会長、三宅委員が副会長に就任。

委員9名中8名の出席により、会議が成立していることを事務局より報告。

8 議事

<事務局説明>

(1) 介護保険事業の状況について説明

<会長>

それでは、介護保険事業の状況について、ご質問ご意見があればお願いします。

<委員>

2ページ表5、地域支援事業費の実績ですが、これは介護保険事業の3%の枠の中でと理解しているのですが、この7億6,100万というのが地域支援事業のトータルと考えてよいのでしょうか。

<事務局>

給付費総額が326億円でございますので、上限額がその3%以内という条件設定がございまして、2.2%から2.3%の比率になるかと思うのですが、これが地域支援事業の平成25年度の実績でございます。

<委員>

また要支援1、2のほうで新たなメニューが入ってきますので、今年はこのことについて申し上げることはないのですが、本来9億8,000万ぐらいは地域支援事業費に当てることができたと考えれば、もう少しやり方があったのではないかなと思いました。

<事務局>

地域支援事業の枠の中での話ではありますが、地域支援事業も介護保険料に跳ね返ってくるものでございますので、そのあたりも含めて今後充実を検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

<事務局説明>

(2) 介護保険料について説明

<会長>

それでは、介護保険料について、ご質問ご意見があればお願いします。

事務局の方から、何か付け加えることはございませんか。

<事務局>

保険料について、全国の同じような規模の中核市と比べて、収納率がどれくらいかということですが、全国で43箇所中核市がございまして、毎年倉敷市は14位ぐらいとなっております。

<副会長>

段階別で収納率に差があるのでしょうか。ここの段階が一番高く、ここが低いということがありますか。

<事務局>

1段階から11段階までございまして、1段階は生活保護を受けられている方が主となっております。あとは、2段階から11段階で、低所得者から高所得者まで順番に並ぶようになっておりますが、やはり、2段階3段階の方々の収納率が低い状況となっております。

<副会長>

段階の中で一番人が多いのはどこの段階ですか。

<事務局>

国が定めている段階が、6つの段階になっておりまして、倉敷市はそれをさらに11段階に分けております。その中で多い段階は真ん中のほうで、ピラミッド型になっておりまして、真ん中の方が多くて端が少ないといったかたちになっております。倉敷市では、ひとつの段階が大体1万人～1万5,000人となっております。

<会長>

委員のみなさま、この段階に分けて実施するということについて、不適正だと思われることはありますか。作るときにかなり議論してみなさんにご納得いただけるように細かく分けているというのが倉敷市の特長でございます。

<事務局説明>

(3) 介護給付適正化について説明

<会長>

それでは、介護給付適正化について、ご質問ご意見があればお願いします。

<委員>

利用されている方から、「ケアマネさんに『要介護3のAからBに変わりました』と言われた」と相談されたが、介護のA、Bなんて聞いたことがありません。倉敷市には何かそのようなものがあるのでしょうか。

<事務局>

要介護3にA、Bはございませんので、どういう意図でそのように言われたのかは不明ですが、要介護1であれば認知機能の低下があるかないかで01、02とございまして、01であれば認知機能の低下があるということで、02であれば不安定な状態であると判定させていただいております。

<委員>

私も初めて聞いたので、倉敷市にそのようなものができたのかと思って聞かせていただきました。その様に伝えます。

<事務局>

追加です。認知症の自立度というものがあまして、自立からⅠ、Ⅱ、Ⅲとあるのですが、それにはa、bがⅠa、Ⅲbという様にございますので、もしかしたらそちらのことを言われているのかもしれませんが。介護認定でしたらA、Bはございません。

<委員>

認知症に関する部分ということですね、わかりましたそのように伝えます。

<事務局>

ありがとうございます、よろしく申し上げます。

<事務局説明>

(4) 介護サービス提供に係る事故報告件数について説明

<会長>

それでは、介護サービス提供に係る事故報告件数について、ご質問ご意見があればお願いします。

<委員>

事故内容のところにある失踪なのですが、ある施設で同じ方が2回失踪して、その報告が市にいつているかどうか分からないのですが、報告があった場合、失踪を防ぐために倉敷市としてどのようにお考えでしょうか。よしと思われるのでしょうか。報告がなければわからないかと思うのですが。

<事務局>

主に失踪というのは施設で夜間、職員が手薄になって夜いなくなったというのがありまして、その場合、必ず報告をあげるようにしているのですが、報告があれば指導をさせていただきます。施設ですから2年に1回程度、実地指導に行っておりまして、その時にそういったものがないかどうか確認いたしまして、当然、1度ならまだしも2度もございましたら不適切ですので、そういったことがない様に、対策を講じるようにという指導をさせていただきます。

<副会長>

今の失踪も誤嚥もですが、そういうことがない様に対策を立てなさいというのはよくわかるのですが、具体的には、実際どの様に指導されているのか。なかなか難しいと思うがいかがでしょうか。

<事務局>

やはり施設での事故はなかなか防ぎにくいものがあると思いますが、例えば指導に行った際に、施設を見て回って、転倒につながるような危険なものは置いていないかなど、できる範囲での確認をしております。誤嚥などに関しましても、例えば刻み食が必要な方に対しまして、そのように対策しているかどうか併せて確認をさせていただきます。できる限りという言葉が適切かどうか分かりませんが、現状でのできる限りの対策ということで指導させていただきます。

<委員>

例えばこのケースはどこの施設で起こっているかなど市ではわかっているのですか。

<事務局>

はい、把握しております。

<委員>

例えばこの方はショートステイ中だったのですが、その場合、市の方に言った方がいいのでしょうか。そうすれば報告が上がっているか上がっていないかわかります。

<事務局>

情報を頂いて、確認させて頂いて、出ていなければ適切な報告ができていないということになりますので。

<委員>

別の指導があるのですか。

<事務局>

そうですね、指導させていただきますので教えていただけたらと思います。

<委員>

わかりました。

<会長>

同じような中核市でのデータはありますか。他と比べて事故の件数はどうですか。

<事務局>

すみません、ちょっと今すぐには持ってきていないのですが。

<会長>

課で把握していればいいです。そういうことをきくと聞かれると思うので、ここではこれでよいのですが、他の中核市と比べて特に多いというものや、あと、地域が関係するはずです。気候とか、そのようなものを考慮に入れた指導を行なっていただき、資料を役立てて頂きたいと思います。

<事務局>

わかりました、またそのあたりを検討させていただきます。

<委員>

失踪というのは、どの位の時間をみておられるのでしょうか。

<事務局>

時間的な条件というのはございませんので、施設からいなくなって、すぐ見つかる場合もございますし、数時間経ってご自宅に帰られているという場合もございますので、基本的には施設からいなくなったというのを、全て報告であげていただくようにしております。

<委員>

ありがとうございました。

<事務局説明>

(5) 苦情・相談等の状況及び主な苦情と対応について説明

<会長>

それでは、苦情・相談等の状況及び主な苦情について、ご質問ご意見があればお願いします。

<委員>

この苦情、相談の件数なのですが、これはどこに入った様々な声を集計したものなのでしょうか。

<事務局>

こちらの市役所の本庁と、支所の国保介護課に、窓口相談員という専門の嘱託の方を配置しておりますが、そちらで対応した件数を合わせさせていただいております。

<委員>

全部で何人おられるのでしょうか。

<事務局>

支所とあわせて全部で6名配置しております。

<委員>

身近に高齢者支援センターがありますので、そこに入った相談とか苦情とか、ここに書いてある色々なものを合計するとかなりの数になるのではないかと思います。どちらかといえば、身近なところで相談してくださいということで、少しずつセンターの知名度も上がってきていますから、今後そういったところの件数を加えていただけたら、倉敷市全体がもう少し見やすくなっていくのではないかと思います。

<事務局>

支援センターで受けた総合相談は、9万8,896件、平成25年度はございます。そちらも合わせると、数が飛躍的に伸びてしまうということで、どのように分類したらいいのかわかりませんが、おっしゃるとおり、高齢者支援センターは身近な相談窓口ということで、9万8,000件以上相談を受けております。

<会長>

只今、委員から出ました全体像というものは把握していますか、把握できない状況ですか。

<事務局>

高齢者支援センターでの苦情、相談等の内容、総合相談支援の件数も、合計やセンター別で把握しておりますので、今後、市で受けたものとセンターで受けたものがわかるような形で資料を用意できるかどうか、また考えさせていただきたいと思いまので、よろしくお願い致します。

<会長>

ありがとうございます、よろしくお願い致します。

なんとなく私にはわからない部分があるのですが、苦情と相談はどうやって分類しているのですか。きっとどちらとも取れないものがたくさんあって聞く方はお困りでしょうね。

<事務局>

明確に区別するという事は実際なかなか難しいのですが、最終的に報告をあげていただいた時に、明らかに苦情というものは苦情に入れて、相談というのが、介護サービスであるとか生活状況などの相談対応で、ある程度判断しております。統一的な基準というものは難しいところではありますが、大体の内容のところでは判断させていただいておりますので、よろしくお願い致します。

<会長>

それでいいのだと思います。それが適正な数値となるように、これからもその判断を、常識的なものとして数値に現れるようにしていただきたいと思います。数字だけが一人歩きしてしまうので、そこを上手くやってください。上手くというか、数字が一人歩きしないような対策をとることで、数値が活かされると思うので、どうぞよろしくお願い致します。

<副会長>

苦情の中で、対応されてずっと引き下がってくれる苦情と、なかなか引き下がらずに、ねちっこくと言っては失礼ですが、その様な苦情があると思うのですが、ずっとされていて、その中でどの様な苦情が割と引き下がらないのでしょうか。印象を持たれていれば教えてください、なければ結構です。

<事務局>

認定や保険料など、様々な問い合わせや苦情がありますが、やはり認定や給付ですと、介護保険を使っていただくというケースですので、納得いただけるケースが多いのではないかと思います。保険料については65歳以上の皆様から保険料をいただくにあたって、まだまだ介護保険を使うという実感をもてない方々、医療保険は必要だけれども、介護保険は必要ないのではないかといった方々がいらっしゃいますので、そういったところで、どうしても納得いただけないというケースは、保険料の場合には多いように思われます。ただ、制度が始まりまして、もう十何年と経ちまして、介護保険は必要ないですといった声は、年々少なくなってきたように感じます。

<会長>

今のように分類していただけると、とてもわかりやすいです、ありがとうございました。

<事務局説明>

(6) 実地指導の状況等について

<会長>

それでは、実地指導の状況等について、ご質問ご意見があればお願いします。

<委員>

指摘件数がかかなりあがっているのですが、内容的にはどのようなものを指摘して指導されているのでしょうか。

<事務局>

指摘件数自体は、実際の件数の24年度と25年度を比較しますと、25年度のほうがたくさん行っておりますので、指摘件数自体はかなり減少しております。といいますのは24年度に、県のほうから地域密着型サービスを除きます居宅サービスと施設サービスが、権限移譲で下りて参りまして、24年度で1年間指導を行ないまして、その年に指摘が多かった所に関しまして、集団指導で注意してくださいと指導した結果、25年度は事業所数が増えているにも関わらず指導の件数は減ったということになっております。指摘の内容につきましては、どれが多いというのは一概には言えないのですが、例えば人員でいいますと、適切に配置しておかないといけない人員は配置しているのだけれど、出勤簿、タイムカード、勤務表、こういったものが用意されていないとか、施設でいいますと、地震に対して備える、転倒防止の対策ができていないとか、市へ届出がされている用途以外に使用されていたとか、運営面でいいますと、介護計画について、計画はできているのだけれど、利用者の家族の同意がとれていないとか、途中でしないといけないモニタリング

ができていないとか、先程出てきましたが、事故報告が未提出でありましたとか、あと介護報酬でいいますと、加算をとっている事業所が多いのですが、適切に加算の要件を満たしていないとか、そういった点が主に多い点でございました。

<会長>

ご指導いただいた後、ご指導どおりになっているかどうかの検証はしないのですか。

<事務局>

文書で指摘事項を出しまして、それに対してどうなったかという報告をいただいております。それで、改善されたかどうかというのを確認させていただいております。その場ですぐに改善できていないことに関しましては、また次回実地指導時に確認するようにしております。

<会長>

何回も行っていただいているわけですね。

<事務局>

はい、施設系では2年に1回、居宅系では3年から4年に1回程度で実施しております。

<会長>

はい、ありがとうございました

<事務局説明>

(7) その他について説明

<会長>

それでは、その他について、ご質問ご意見があればお願いします。

<会長>

ただ今仮承認という状態ですが、改めまして、最初の議事から通して質問はございませんか。

<委員>

1ページの表3に、サービス受給者の実績がございますが、この施設は特別養護老人ホームの受給ということでよろしいでしょうか。23年度は3,019名、24年度は3,065名、25年度が3,072名ですが、利用者数が前年度比では46名のプラスと、2

4年度と25年度では7名のプラスなのですが、これが今問題となっております特別養護老人ホームの待機者数が非常に多いといわれる所以であるのか、これからベッド数が増えないと聞いていますが、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホームに入られた方は例えば居宅型とか地域密着型とか何らかのサービスを使っていてそれがここにあがってきているのか、そのあたりを教えていただきたいと思っております。

<事務局>

こちらにあがっている施設は、先程言われました特別養護老人ホームと、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3つの施設を合わせた人数で、3,019名、3,065名、3,072名となっております。あとの特定施設、いわゆる介護保険の指定を受けた有料老人ホームにつきましては、居宅サービスの中に表示をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

<委員>

挨拶の時に、法改正の部分で言われたことなのですが、要支援の部分で倉敷市のほうはどのようにお考えですか。要支援1、2の今後のことです。

<事務局>

要支援1、2の方は、現在介護保険事業のなかの介護予防給付というところから、今度は地域支援事業へ移行します。それで国が言っているのが、今現在使っている介護予防サービスに、プラスアルファの部分で、例えば地域のボランティアなどを活用したサービスが各地域で検討できないであろうかという提案がなされておまして、倉敷市としましては、どういったことになっていくかということは、現在検討中でありまして、まだボランティアに移行するといったことは、結論が出ておりません。

<委員>

結論ではなく、経過でもよいのですが。

<事務局>

経過ですが、法改正が平成27年4月1日に施行になるのですが、それから平成29年4月1日までの2年間の間に、各市町村の判断で、移行時期を決めてくださいということをおっしゃっております。それと、現在の介護予防サービスにプラスの部分があるのかということも、市町村で決めてくださいということですので、倉敷市としてはその2年間のどこの段階で移行するかということと、介護予防サービスにプラスのサービスができるのかどうか、提供していただける方がおられるのかどうかということも含めて、これから検討するということになりますので、よろしく願いいたします。

<委員>

4ページの介護給付適正化のところなのですが、適正化の調査ということで、例えば住宅改修や福祉用具に疑義がある場合に、現地確認を行なうとあるのですが、25年度に実際に調査された事例はあるのですか。

<事務局>

住宅改修につきましては、基本としては事前の申請と事後の申請の二段階申請方式をとっております。事前の申請のときには着工前の写真を、事後のときには完成後の当該箇所の写真を添付して申請していただきます。基本的には写真のチェックだけで済むのですが、写真だけでは判断できない時には行くということで、現地確認に行くということが、過去にあったとは聞いていますが、ここ数年間は、写真確認をもって、アングルの問題があるというときには、撮り直してくださいということで、受理せずに一旦返却して、再申請していただくというかたちをとっております。

<委員>

民生委員で、証明事務というのがあるのですが、今回私が聞いた中で、全く別の所帯で住まいも別で、家族の方で障害というか、介護を受けられている方がおられて、その人を乗せる為に車を買うのに、車の改造をするから証明をしてくださいというのがありました。そういう場合、全く別に住んでおられるということで、ハンコを押していいものかわからないので、市に聞いたけれど回答がはっきりしなかったということがありました。そういう場合、これはいいですとか該当しませんといったはっきりした返事は、どこへ聞いたらしてもらえるのでしょうか。

<事務局>

今のお話ですと、おそらく障がい福祉課というところがあるのですが、電話をかけていただくか、窓口に行っていただいでご相談していただければ、適切な回答があるかと思えますので、よろしくをお願いします。

<委員>

ありがとうございます。

<委員>

数字を教えてくださいなのですが、1ページ表2ですけれども、平成25年度でこれだけの方が介護を必要としているということであるのですが、2025年問題ということで、ことさら75歳になると大変なことになると言われているので、この25年度の段階で6

5歳から74歳の方はどれぐらいの認定者数なのか、割合なのか、参考までに教えていただきたいと思います。

<事務局>

人口だけでいいますと65歳以上が11万9,000人と紹介させていただいたのですが、65歳から74歳の人口が5万4,000人程おられます。今後の人口予測ですが、65歳から74歳の人口というのはこれから2025年までほぼ横ばいといわれております。ただし、

75歳以上の人口は増えていくという予想になっておりますから、今おっしゃられたように、75歳以上の方が増えるということは、やはり要介護になる可能性が高い方が増えてくるということは予想されています。

<委員>

私が知りたいのは、10年先になると大変だということで今準備されているところだと思うのですが、人口がどれぐらいで、75歳以上の方が介護をどれだけ必要とされているかということがわかれば、その割合がわかりますので、65歳から74歳の方々の介護を必要とされている方が、平成25年にはどのくらいいるのか教えていただいて、将来的に割合はさほど変化することはないだろうと思うので、まずは平成25年度の65歳から74歳の介護認定を受けられている方とそれ以外の方を教えていただきたいと思います。多分75歳以上の方が圧倒的だろうとは思いますが、またわかれば教えてください。

<事務局>

また調べてお知らせします。資料を送付させていただく時に添付させていただきます。あと1点訂正させてください。65歳から74歳が5万4,000人と申し上げましたが、75歳以上が現在5万4,000人です。失礼致しました。

<委員>

8ページの6の実地指導のことなのですが、指導というのは、それぞれの施設に行かれて指導をされるのですか。件数的にいうと、1年で、これは全ての施設ではないと思うのですが、行くというのは自動的に行くようになるのか、向こうから手を挙げられて行くものになるのでしょうか。

<事務局>

基本的には、実地指導につきましては、施設系で2年に1回、こちらから通知を出して行かせていただいております。居宅系で3、4年に1回程度、通知を出して行かせていただいております。ただ、新規の事業所につきましては、新設後早めに行ったほうがいいとい

うことで、半年から1年の間に必ず行くようにしております。居宅系では3年から4年と
いうことで期間も空きますので、毎年全ての事業者を集めまして、年度末に、その年指摘
の多かった点を中心に説明をさせていただく集団指導をさせていただいております。

<委員>

うちは結構ですというところはないのでしょうか。

<事務局>

基本的に、介護保険法上、NOということは言えませんので、都合が悪いので日を変えて
下さいというのにはあり得るのですが、市から入らせていただくのを拒否することは、基本
的にはできません。拒否するというのであれば、今度は指導ではなく監査に切り替えて、
強制的に入ることになります。

<会長>

それでは今日いただきました議事、その他も含めまして、7つの審議事項について、仮承
認をまとめて承認という決議にしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは7つすべて承認でお返ししたいと思います、ありがた
うございました。

9 閉会

議事録の内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成26年10月18日

介護保険適正運営協議会

会長

小野 孝 晃



副会長

三宅 裕文

